

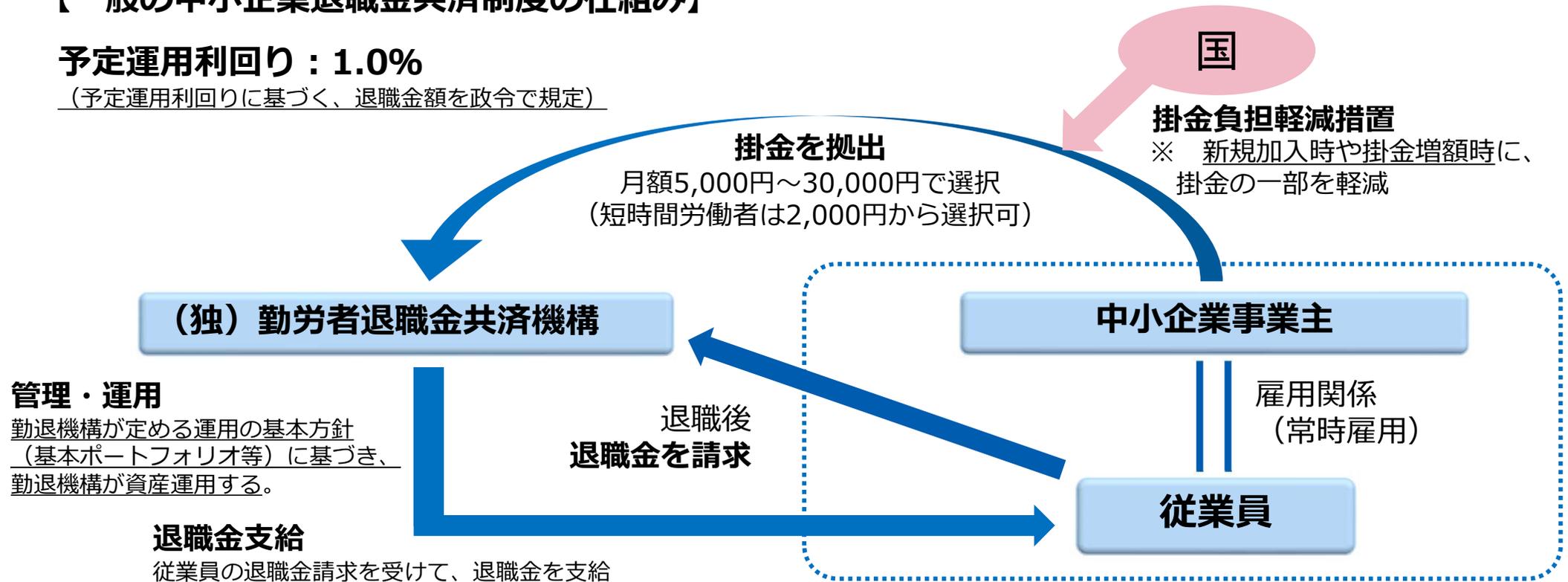
一般の中小企業退職金共済制度の概要

一般の中小企業退職金共済制度は、中小企業においては個々の企業が独力で退職金制度を確立することが困難であることから、中小企業事業主が掛金を拠出し、独立行政法人勤労者退職金共済機構が管理・運用する共済の仕組みにより、中小企業の従業員（**常用労働者**）に対して同機構から直接退職金を支給するもの。

【一般の中小企業退職金共済制度の仕組み】

予定運用利回り：1.0%

（予定運用利回りに基づく、退職金額を政令で規定）



加入事業所数 (令和6年度末現在)	加入従業員数 (令和6年度末現在)	退職金支給総額 (令和6年度)	累積剰余金 (令和6年度末現在)
約37.8万所	約358万人	約4,124億円	約5,410億円

※ 累積剰余金は給付経理の値。

特定業種退職金共済制度の概要

特定業種退職金共済制度は、厚生労働大臣が指定する特定業種（建設業・清酒製造業・林業）の中小企業事業主が雇用日数に応じて証紙を退職金共済手帳に貼付するなど（※）して支払い、独立行政法人勤労者退職金共済機構が管理・運用する共済の仕組みにより、従業員（期間雇用労働者）が業界で働くことをやめた際に、同機構から直接退職金を支給するもの。※令和2年10月から建退共では、電子申請による掛金納付が可能となっている。

【特定業種退職金共済制度の仕組み】

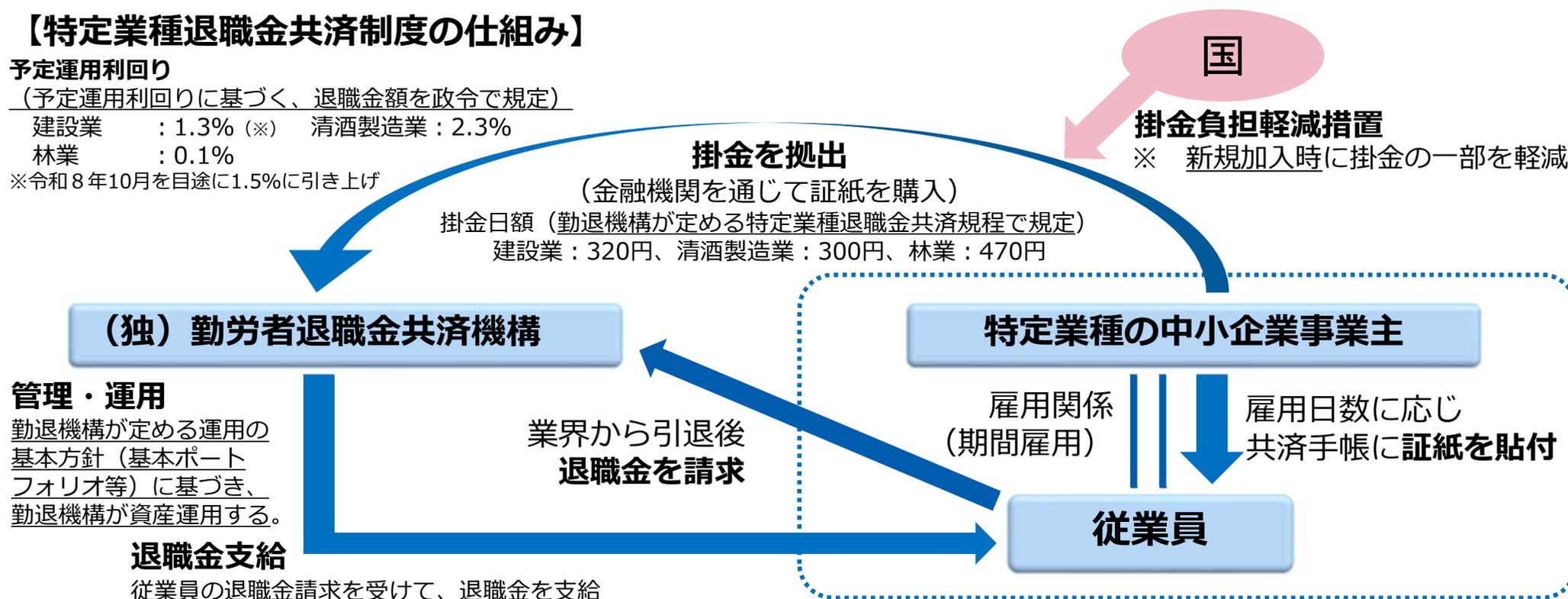
予定運用利回り

（予定運用利回りに基づく、退職金額を政令で規定）

建設業：1.3%（※） 清酒製造業：2.3%

林業：0.1%

※令和8年10月を目途に1.5%に引き上げ



	建設業	清酒製造業	林業
加入事業所数（令和6年度末現在）	約17.5万所	約0.2万所	約0.3万所
加入従業員数（令和6年度末現在）	約210万人	約0.4万人	約2万人
退職金支給総額（令和6年度）	約603億円	約0.9億円	約13億円
累積剰余金（令和6年度末現在）	約734億円	約24億円	△約1億円

※ 累積剰余金は給付経理の値。

中小企業退職金共済制度の現況（1）

1 新規加入状況

(単位:件・人)

年度	共済契約者（事業主）数				被共済者（従業員）数					
	計	一般	建設業	清酒製造業	林業	計	一般	建設業	清酒製造業	林業
元年度	19,898	13,970	5,856	1	71	498,441	383,483 (7,690)	113,293	117	1,548
2年度	19,845	13,035	6,746	1	63	485,809	367,510 (7,435)	116,689	65	1,545
3年度	20,835	14,447	6,313	1	74	487,266	378,094 (8,544)	107,403	101	1,668
4年度	17,787	12,400	5,310	0	77	466,957	363,018 (7,289)	102,268	78	1,593
5年度	17,564	12,294	5,212	1	57	467,732	360,877 (6,975)	105,230	75	1,550
6年度	15,165	10,655	4,444	0	66	453,644	354,647 (6,308)	97,515	78	1,404

(注1) 被共済者数の項の一般の中小企業退職金共済制度の各欄における数値は事業所単位の新規加入者数及び従業員単位の追加加入者数の小計であり、下段()は短時間労働者である。

(注2) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。

2 在籍状況

(単位:件・人)

年度	共済契約者（事業主）数				被共済者（従業員）数					
	計	一般	建設業	清酒製造業	林業	計	一般	建設業	清酒製造業	林業
元年度	548,049	371,266	171,711	1,839	3,233	5,701,167	3,487,966 (50,931)	2,169,772	4,489	38,940
2年度	551,908	373,314	173,538	1,815	3,241	5,732,493	3,536,953 (52,375)	2,169,812	4,323	21,405
3年度	557,075	377,468	174,570	1,801	3,236	5,762,772	3,581,005 (54,695)	2,156,481	4,238	21,048
4年度	558,709	379,084	174,575	1,788	3,262	5,748,715	3,586,864 (55,451)	2,136,969	4,131	20,751
5年度	559,075	379,372	174,673	1,766	3,264	5,734,356	3,587,181 (55,362)	2,122,814	4,054	20,307
6年度	557,279	377,734	174,526	1,749	3,270	5,701,889	3,575,790 (54,820)	2,102,272	3,995	19,832

(注1) 被共済者数の項の一般の中小企業退職金共済制度の各欄における下段()は、短時間労働者である。

(注2) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。

(注3) 建設業の28年度以降の在籍被共済者数は、脱退推定者(掛金納付月数12月未満かつ加入後10年以上経過した者)1,324,884人(※)を被共済者数の算定から除外している。

(※) 内訳:28年度961,655人・29年度54,653人・30年度51,193人・元年度59,705人・2年度43,403人・3年度36,970人・4年度36,814人・5年度39,875人・6年度40,616人

(注4) 清酒製造業の30年度以降の在籍被共済者数は、脱退推定者(掛金納付月数24月未満かつ加入後又は最終手帳更新後10年以上経過した者)10,738人(※)を被共済者数の算定から除外している。

(※) 内訳:30年度10,480人・元年度72人・2年度35人・3年度52人・4年度40人・5年度25人・6年度34人

(注5) 林業の2年度以降の在籍被共済者数は、脱退推定者(掛金納付月数24月未満かつ加入後又は最終手帳更新後10年以上経過した者)18,795人(※)を被共済者数の算定から除外している。

(※) 内訳:2年度17,423人・3年度453人・4年度366人・5年度302人・6年度251人

中小企業退職金共済制度の現況（2）

3 退職金等支給状況

年度	合計			一般の中退 (上段:一時金払、下段:分割払)			建設業			清酒製造業			林業		
	支給件数 (単位) (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (分割払除く) (円)	支給件数 (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (円)	支給件数 (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (円)	支給件数 (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (円)	支給件数 (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (円)
元年度	332,069	424,267	1,287,847	270,689 3,012	370,953 492	1,370,403 163,351	56,853	51,325	902,765	163	135	826,539	1,352	1,362	1,007,541
2年度	319,360	420,959	1,328,857	260,888 2,947	368,927 491	1,414,119 166,645	54,075	50,008	924,783	188	203	1,081,390	1,262	1,330	1,053,899
3年度	330,914	425,848	1,296,967	264,264 2,950	366,255 490	1,385,944 165,978	62,311	57,642	925,070	125	106	849,017	1,264	1,355	1,072,043
4年度	351,757	439,492	1,258,384	281,641 2,888	377,265 482	1,339,526 166,998	65,836	60,307	916,020	136	103	760,507	1,256	1,335	1,063,027
5年度	359,970	458,965	1,284,379	291,720 3,013	397,603 497	1,362,961 164,882	63,785	59,329	930,141	104	90	861,749	1,348	1,446	1,073,054
6年度	362,210	474,565	1,320,631	294,537 3,258	412,387 522	1,400,120 160,068	63,100	60,269	955,128	94	84	895,463	1,221	1,304	1,067,574

(注1) 一般の中小企業退職金制度における分割払の「支給件数」は、支給期月毎の分割退職金の延べ支給件数であり、分割払の「1件当たりの支給金額」は、支給期月毎の分割退職金の額である。

(注2) 令和6年度末の退職金受給者の平均掛金納付月数は、一般 129月、建設業 110月、清酒製造業 149月、林業 130月(なお、令和5年度末については、それぞれ、126月、107月、141月、132月)。

(注3) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。

(注4) 支給総額は単位未満を四捨五入していることから、合計が内訳と一致しない場合がある。

(注5) 1件当たり支給金額については、円単位による支給総額と支給件数により算出している。

予定運用利回りの推移

○一般の中小企業退職金共済制度の 予定運用利回りの推移

	一般の中小企業 退職金共済制度
昭和34年 5月	6.0%
昭和36年 4月	6.25%
昭和61年12月	6.6%
平成 3年 4月	5.5%
平成 8年 4月	4.5%
平成11年 4月	3.0%
平成14年11月	1.0%

○特定業種退職金共済制度の 予定運用利回りの推移

	建設業	清酒製造業	林業
昭和39年10月	6.0%	—	—
昭和42年10月	↓	6.0%	—
昭和50年12月	6.25%	6.25%	—
昭和57年 1月	↓	↓	6.25%
昭和61年12月	6.6%	6.6%	↓
平成 9年 7月	↓	4.5%	3.7%
平成10年 1月	4.5%	↓	↓
平成12年 7月	↓	2.3%	2.1%
平成15年10月	2.7%	↓	0.7%
平成27年10月	↓	↓	0.5%
平成28年 4月	3.0%	↓	↓
令和 3年10月	1.3%	↓	0.1%
令和 8年10月 (予定)	1.5%	↓	↓

特定業種退職金共済制度の掛金日額限度額の推移

○掛金日額の上限・下限の推移

	下限	上限	(参考) 一般中退の上限 (月額)
昭和39年	10円	100円	2,000円
昭和45年	↓	↓	4,000円
昭和50年	60円	300円	10,000円
昭和55年	120円	450円	16,000円
昭和61年	↓	↓	20,000円
平成2年	↓	↓	26,000円
平成7年	↓	↓	30,000円
平成14年	300円	800円	↓

①昭和50年改定における掛金日額上限の引上げ

制度発足当時における賃金水準に比べ、一般的に約3倍となっていることから、上限を300円に設定。下限は当時の共済規程で定めている日額の最低額。
(建設業：60円、清酒製造業：100円 (上限))

②昭和55年改定における掛金日額上限の引上げ

昭和50年改定時における賃金水準に比べ、一般的に約1.5倍となっていることから、上限を450円に設定。下限は当時の共済規程で定めている日額の最低額。
(建設業：120円、清酒製造業：150円)

③平成14年改定における掛金日額上限の引上げ

昭和55年改定時における賃金水準に比べ、一般的に約1.8倍となっていることから、上限を800円に設定。下限は当時の共済規程で定めている日額の最低額。
(建設業：300円、清酒製造業：300円、林業：450円 (上限))

特定業種退職金共済制度の掛金日額の推移

○特定業種別の掛金日額の推移

	建設業	清酒製造業	林業
昭和39年10月	20円	—	—
42年10月	↓	50円	—
45年5月	60円	↓	—
46年10月	↓	70円	—
49年11月	↓	100円	—
50年10月	120円	↓	—
52年10月	↓	150円	—
55年12月	180円	200円	—
57年1月	↓	↓	150円
62年7月	200円	240円	180円
平成3年7月	260円	300円	230円
7年7月	↓	↓	300円
10年1月	300円	↓	↓
13年9月	↓	↓	450円
15年10月	310円	↓	460円
27年10月	↓	↓	470円
令和3年10月	320円	↓	↓

(参考) 一般中退の掛金平均月額推移 (年度末時点)

年度	平均掛金月額
昭和45年	1,208円
50年	2,397円
55年	3,980円
60年	4,905円
平成元年	6,266円
5年	7,892円
10年	9,021円
15年	9,297円
20年	9,296円
25年	9,232円
令和元年	9,505円
6年	9,772円